【小山学園 校長会規程】

制定：平成 21 年 06 月 30 日
改定：平成 26 年 08 月 21 日

第1条 （目的）

この規定は、小山学園に設置する学校運営に関する全ての事項を審議する「校長会」を定めるものである。

第2条 （所管事項）

校長会は、見学の精神・学園理念・経営方針等に則り、学校運営に関する事項の審議を行い、必要に応じて理事会へ答申を図る。

1）学則等全般に関する事項
2）教務全般に関する事項
3）経営全般に関する事項
4）履修判定等に関する事項（別途会議を設ける場合がある）
5）諸規則・規程等に関する事項
6）その他、学園・校運営に関わる事項

第3条 （組織・委員）

1）議長は、理事長が指名する。委員は各校の校長及び本部長とし、その他理事長指名者とする。
2）事務局は、学園本部企画部に置く。
3）校長会は、議長の招集により、原則月 1 回の会議を開く。
4）議長は、会の運営に必要な人員の収集を行うことができる。
5）校長会の審議決定事項は、必要に応じて理事会へ図る。

第4条 （附則）

この規定は平成 21 年 06 月 30 日から施行する。
この規定は平成 26 年 04 月 01 日から施行する。